

第 1 回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議録			
召集年月日	平成15年10月 5日(日曜日) 午後4時~		
召集の場所	築館町役場二階講堂		
出席者	氏 名		職 名
	1番	石川正運	議会議員(築館町)
	2番	高橋義雄	" (若柳町)
	3番	千葉伍郎	" (栗駒町)
	4番	佐藤幸生	" (高清水町)
	6番	佐々木幸男	" (瀬峰町)
	7番	菅原登	" (鶯沢町)
	8番	高橋光治	" (金成町)
	9番	遠藤實	" (志波姫町)
	10番	茂泉文男	" (花山村)
	11番	長谷川厚子	学識経験委員(築館町)
	12番	三浦徹也	" (若柳町)
	13番	佐藤多恵子	" (栗駒町)
	14番	海老田慶子	" (高清水町)
	15番	白鳥文雄	" (一迫町)
	16番	津藤國男	" (瀬峰町)
	17番	須藤茂	" (鶯沢町)
	18番	後藤和廣	" (金成町)
	19番	白鳥一彦	" (志波姫町)
	20番	中條彦登	" (花山村)
欠席者	5番	佐藤重美	議会議員(一迫町)

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶 栗原地域合併協議会長
- 3 役員を選出
- 4 案 件
 - 1) 議会議員の定数及び任期等の検討
 - 2) 今後のスケジュール
 - 3) その他
- 5 閉 会

第1回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議録

1 開 会 午後4時05分

千葉事務局次長 それでは、一迫の佐藤重美議員さんがまだ見えていないのですが、時間が過ぎていきますので、ただ今より第1回議会議員の定数及び任期等検討小委員会を開催させていただきます。開催に当たりまして、栗原地域合併協議会の菅原会長よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

菅原郁夫会長 大変皆さんご苦労様でございます。日曜日の4時からという時間でございます、これまた大変ご苦労おかけします。なおまた、農家の皆さんは稲刈りの真っ最中ということで、大変貴重な日であったろうなと思いますが一つよろしく願い申し上げておきます。なお、今日は2時から新市の事務所の位置等の小委員会が開催されまして、ただ今まで鋭意熱心にご討議がされまして、その後を受けて今度は議会議員の定数及び任期等検討小委員会となった訳でございます。

まず、最初にご報告申し上げる訳でございますが、一迫の佐藤重美議員さんまだ見えておりませんが、先月28日に一迫町の議会議員選挙が行われまして、第1回目の議員構成と言いますか初議会におきまして、議長さんと副議長さん等が決まりました。議長さんは新市の庁舎の位置の委員会の方に入りましたが、あらためて佐藤重美さん前議長さんですが一迫の議会の方から議会議員の定数及び任期等検討委員会に入りますということで通知を受けました。そういうことで会長が指名するというにいたしましたので、ひとつよろしく願い申し上げてまいりたいと思います。

当委員会は9月19日の協議会の際に各町村からご選任を賜りましてこの委員に選任された訳でございます。いずれ、会長この委員の皆さん方を指名するとなりますので、よろしく願い申し上げておきます。なおかつまた、この法定協議会、今月の9日にもまた高清水を会場にいたしまして第5回の協議会が開会されますが、いずれ回を重ねるに従いまして大変難しい問題等、こういうものをいろいろと協議していかなければならないものがたくさんあります。ことにこの議会議員の定数及び任期等については、大変これまた10ヶ町村の意見をとりまとめるといことについても難しい問題がたくさんあると思いますが、やはり決めていかなければならない一つの協議事項でありますので委員の皆様方には、何かとご苦労おかけいたしますがなにぶんにもご検討賜りまして出来るだけ早い時期にこれらが決定されることをお願い申し上げる次第でございます。まことに、隣接をいたしております登米郡法定協議会私たちよりも早く立ち上げをしまして、すでに議会議員の定数及び任期等の小委員会が構成されまして、色々と検討いたしてるようですが、これもまたなかなか意見の一致がみられないということで、まだ決まっておらないようでございます。予定からするとすでに決めなくてはならない予定があったそうでございますが、これも聞くところによりますとまだ決定されておらないということで、難しい問題がたくさんあるかと思っておりますので、当栗原の協議会におきましてもこれまた大変難しいものがあるかと思っておりますが、委員の皆様のおなご一層のご勉強を賜りましてこれらの結論が出ますように、そしてまた協議会にこれを提案いたしまして、これが決定されますようお願いを申し上げておかなければなりません。これから、おそらくは何回と回を重ねて協議をしていかなければならないと思います。どうか一つご苦労おかけしますが、これも栗原郡の合併に際しまして検

討していかなければならない大切な協議でございますので、皆様のご勉強よろしくお願ひいたしまして、開会の会長からの挨拶とさせていただきます。

千葉事務局次長　　ありがとうございます。

3 役員の選出

千葉事務局次長　　続きまして次第3番目の役員の選出となりますが、委員長副委員長が選出されるまでの間合併協議会の会長の方で議事進行をしたいと思ひますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

千葉事務局次長　　では会長よろしくお願ひします。

菅原郁夫会長　　それでは、役員の選出、委員長副委員長が選出されるまでの間私が仮議長を務めさせていただきます。ご承知のようにこの小委員会の第2条に小委員会毎に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は当該小委員会の委員の互選によって定めるということに決まっております。ということでこれから互選の方法で選出をして頂きます。それではまず委員長副委員長一緒に、まずもって委員長の選出についてお諮りいたします。それでは委員長の選出方法いかなる方法で持つて選出したらよろしゅうございますか、お諮りいたします。

千葉伍郎委員　　指名推薦

菅原郁夫会長　　はい、ただ今千葉委員の方から指名推薦の発言がございます。これにご異議ございませんか。（「はい」の声あり）

菅原郁夫会長　　よろしいございますか。（「はい」の声あり）

菅原郁夫会長　　はい、それでは指名推薦ということでご異議がないというものと認めまして、指名推薦の方法で委員長を選出してまいります。それでは、指名をお願いしたいと思います。

千葉伍郎委員　　高橋義雄さん

菅原郁夫会長　　はい、それでは今千葉委員の方から若柳町から選出されております高橋義雄委員を委員長に選任いたしたいという指名がございました。これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

菅原郁夫会長　　ございませんですね。

高橋義雄委員　　ちょっと待って下さい。今千葉委員からの突然のご指名を頂きまして非常にこう驚いておりますが、私も諸般の事情がございまして非常に忙しい訳でしてね。小委員会の開会回数が何回あるか分かりませんし、それから概ね12月位までのこの小委員会決定といひますか、まとめといひますか、なるんじゃないかという話もありまして、となりますと、多少日程的にも私の場合はきつい感じがするので、実は私も指名推薦したい方がおった訳ですが、先に言われてしまひまして、皆さん異議なしということでありますが、ちょっともう一回やり直して。

菅原郁夫会長　　はい、休憩をします。

午後4時13分　　休憩

午後4時16分　　再会

菅原郁夫会長 再会します。委員長には高橋義雄委員を選出することにしてよろしいございますね。
（「はい」の声あり）

菅原郁夫会長 以上のとおり決定させて下さい。それでは副委員長の選出方法でございますが、副委員長の選出をいかが取扱いますか。（「委員長一任」の声あり）

菅原郁夫会長 委員長指名ということで委員長に一任してよろしいございますか。（「はい」の声あり）

菅原郁夫会長 それでは委員長から副委員長の指名をひとつお願いをして、その方を副委員長に選任するということで決定していきたいと思います。よろしいございますね。（「はい」の声あり）

菅原郁夫会長 それではその方法で決定してまいります。休憩します。

午後4時17分 休憩

午後4時18分 再会

菅原郁夫会長 委員会を再開いたします。それでは、副委員長を委員長の方から指名をいたします。

高橋義雄委員長 それでは、突然のことでしたので委員長に任せると言われてもとまどった訳ですが、事務局さんといろいろ打ち合わせ致しました結果 志波姫の白鳥一彦さんをお願いするということに致しましたので、皆さんどうぞご了承を賜りますように。

菅原郁夫会長 それでは、志波姫町から選出されております白鳥一彦さんを副委員長に選任するということでご異議ございませんね。（「はい」の声あり）

菅原郁夫会長 ありがとうございます。それでは、委員長と副委員長が誕生しました。それでは、委員長副委員長にこの場をお譲り申し上げましてひとつよろしくお願い致します。

千葉事務局次長 それではここで、委員長さん副委員長さんにそれぞれご挨拶を頂戴致します。

高橋義雄委員長 それでは、ご挨拶を申し上げます。この議会議員の定数及び任期等検討小委員会の決定ということで、突然不肖私小委員長という大役を仰せつかりました。非常にとまどっておりますのでございます。私の考えも実は、委員長、副委員長さんの推薦に対する考えもありましたんですが、それはそれとしてお引受けさせて頂きました以上、この重大な問題について鋭意努力し皆さん方のご協力ご支援の元に取りまとめをしてまいりたい、この様に思います。議員の身分に関するこの問題、非常に、どこの合併協議会あるいは研究会、あるいは任意協議会等でも非常に難題と言われているひとつの問題でございます。どうぞ皆さんの活発なご意見の元にですね、ひとつ、合意を得て協議会の方に報告することができればと思いますので、そう何回も何回も12月の間には協議会を重ねるということはないであろうと思いますが短い回数短い時間の中でご審議を賜ってひとつご決定を頂ければ、小委員会としてのご決定を頂ければとこのように思う次第でございます。どうぞ皆様方のご協力を得ながら努力してまいりますのでご協力を賜りますようお願い申し上げます就任の挨拶にさせて頂きます。どうもありがとうございました。

千葉事務局次長 ありがとうございます。続きまして白鳥副委員長さん。

白鳥一彦副委員長 ただ今ご紹介頂きました白鳥と申します。何分にもこの会のメンバーの中では男としては一番の若手だと思っておりましたので、まさか自分が受けるとは思っていませんでした。まだまだ私以上の方がいらっしゃる、いるとは思いますがこの大役を務めさせて頂きますのでよろし

くお願い致します。

千葉事務局次長 ありがとうございます。それではこの後は委員長さんの議事進行でお願いします。よろしく申し上げます。

高橋義雄委員長 それではですね、案件がその他まで3つほどある訳であります。何回も申し上げますが突然のことありますのでちょっと打ち合わせする時間を頂きたいとこのように思いますので若干休憩させて頂きます。

午後4時25分 休憩

午後4時35分 再会

4 案 件

1) 議会議員の定数及び任期等の検討

高橋義雄委員長 それでは会議を再開しますが、皆さんお揃いですね。早速案件に入っていきますが、一番目 議会議員の定数及び任期等検討。このことについて、事務局の方から一応説明をしてもらいたいと思います。それから進めてまいりたいと思います。よろしいですか。(「はい」の声あり)

高橋義雄委員長 それでは事務局説明して下さい。

濁沼事務局次長 それでは第1回討議資料という資料の説明をさせて頂きます。資料としましては10ページまでの資料を提出させて頂きました。

1ページから3ページまでにつきましては、協議会におきまして提案説明させて頂きました資料でございます、この部分については省略をさせて頂きます。

4ページをお開き頂きたいと思います。4ページは議会議員の定数及び任期の取扱いについて考えられるます三通りの方法。ひとつは地方自治法の原則の部分、それから特例法の定数特例、在任特例と三つの部分をメリット、デメリットで表した部分が4ページであります。現行どおりの部分ですと最大定数が30人以内となりますが、メリットとしましては議会運営のスリム化、効率化が図られるであろうと、それから、議員の人件費の部分から経費面において合併の効果、経費削減の効果が出てくるというものであります。デメリットと致しましては、旧町村毎の住民の声が議員数が少なくなると案外行政に届かなくなる懸念があるという部分であります。二つ目と致しましては、議員さんの交代により新市への円滑な移行の障害が発生するという可能性がありますという部分です。それから、定数特例の部分からいいますと、これも現行の議員数からいいますと人数が少なくなるとい部分でこれは原則と同じ様に住民の声という部分が新市に反映される部分が減少して行くのではないかという部分が、失礼しました、メリットとしては原則と比べて住民の声が行政に届く部分が少なくなるとい部分は、そういう不安はなくなるだろうという部分がメリットです。それから、デメリットの部分ですが、これは既存の、最大で60人という部分になりますから、議場の確保が難しくなってくる。それから、人件費の部分につきましても原則と比べて極端に少なくなるとい部分ではありませんということ。この経費の部分については、後から又説明させて頂きます。それから在任特例の部分ですが、これは現在の部分と同じ部分になりますから、合併なっても住民の声がそのまま反映されて行くだろうという部分になります。それからデメリットの部分ですが、これは非常に人数の多い

現行で152人となりますから、こういう部分での開催出来る議場の確保が、これは非常に難しい。それから、議会の議論の部分でも、限られた部分の議論しかなされないと。議会の運営も非常に難しくなってくるだろうという部分であります。次の下の部分が議場の確保、議員の人件費、議会運営の部分で対比をして、xでそれを表した部分が下段の部分であります。それから5番目の議員報酬の効果の関係ですが、三とおりの部分で比較を致しました。ひとつは、前提条件としまして、今栗原10ヶ町村の中で議員報酬の一番高い町村が、築館、若柳、栗駒という部分で、この部分を例に表してあります。それを前提にしまして、それから期末手当これを3.5ヶ月分という部分を計算の中に組み入れた結果、次の部分ですが設置選挙、最大30人という部分を選択してあります。任期は4年という部分で、その期間の報酬総額がどれ位かという部分で現した部分がこの金額であります。同じように定数60人の定数特例を選択した場合これも最大の30人という部分にしております。30人の定数特例の倍の部分で60人という場合、その場合の議員報酬の総額はどれくらいと、8億5千2百何某という部分になります。それから、在任特例152人を選択した場合、これは在任特例は最大2年という部分となりますから、152人の在任については2年間、それからこれは原則に戻りまして、後の2年間については30人という部分で、これも4年で比較をしております。その場合は12億9千何某という部分であります。ここの一番右側のの比較の部分ですが、これは原則選挙と比較した場合どれくらいの差があるかなという部分であります。定数特例を選択した場合には4億2千万、在任特例の152人を選択した場合8億6千万の報酬の開きが出てきますという部分であります。それから次のパターンについては、新市になった場合全国市議会議長会が出しております一人のモデル報酬の事例を使っております。これからいいますと、議長報酬については496千円、副議長は439千円、議員さんについて409千円という部分が全国市長会が示しております議長会のモデルの数字であります。これを当てはめた場合に経費比較した部分が下の欄であります。定数60の場合については15億2千万強、それから在任を選択した場合23億1千万強という部分です。右が比較になります。

それから5ページ目になります。5ページ目についてこれ選挙区設置場合の公職選挙法の定めであります。これが6の議会議員の選挙区の部分であります。それから7の参考事例であります。原則の場合、それから定数特例を利用した場合、それから6ページに行きまして在任特例を利用した場合ということで、これは二つづつの事例を掲載をしています。ただ、定数特例の先進事例の広島の事例ですが、この部分につきましては選挙区設置を選択した場合の事例であります。

それから、6ページ目の中段ですがこれは宮城県内の事例であります。ひとつは加美町の事例であります。加美町の部分につきましては2年の特例を使った部分です。下の部分については、今県内の協議会で議員の身分の関係で協議会が色々と議論しておりますがその動きをここに表示してあります。

それから7ページ目であります。7ページ目の左側これについては同じですけれども、原則の場合、特例を選択した場合のフロー的に現した部分が7ページの左であります。7ページの右側については、これは議員退職年金の取扱い、これは協議会でもお示した内容であります。それから、7ページのですねここの選択肢の関係ですが、ちょうど中段に定数特例（特例法第6のとありますが、定数特例34人とありますが、これは30人に訂正をひとつお直しを頂きたいと思えます。それから一番左側にこれも34人とありますが、これは人口的に、議員の定数の関係は人口に比例するんですが、これは34人を選択した市の事例にしたものですから、34人という定数になっておりますが、栗原は

30人になりますので、30人に訂正をお願い申し上げたいと思います。

8ページ目については、これは先ほど説明したんですが、宮城県内の各協議会の動きであります。一番上の加美郡4町合併という部分とそのすぐ下に中新田・小野田・宮崎合併協議会という部分がありますが、はじめは4町で作りまして、この部分で同じ事例が、これは設置年度が違いましたので二つ挙げてありますが、これは加美町については下の部分の中新田・小野田・宮崎合併協議会という部分をこれを見て頂きたいと思います。それから下の10の県内に法定協議会がありますが、その部分の今の10月1日現在の各協議会の動きであります。それから下の網掛けになっている部分が県内で4つの研究会がありますが、これの動きであります。ここでは、基本5項目と言われます、合併の方式、合併の期日、それから新市の名称、事務所の位置、財産債務の取扱いという部分でこれも比較として参考的に挙げてあります。皆さんに、委員さんに見て頂きたいのはその脇の、議員の取扱いという部分で蛍光ペンで黄色く囲んでおりますが、この部分が県内の議員の取扱いに係る10月1日現在の動きであります。

次に9ページ目をお開き頂きます。これは議会議員の定数及び任期の取扱いに係りまして県内の各協議会における住民の動きであります。これはここに出しておりますが大崎、柴田、登米、やはり議員さんの身分について3つの町村とも住民からいろんなこの動きがありまして、協議会に対していろんな要望が出されているという部分であります。大崎については、在任特例については財政負担が重くなるという部分から適用しないでくれという要望であります。それから村田については特例法に基づく特例規定を適用しない様にとという部分の動きがありました。登米郡については協議会におきまして本則選挙を含めない特例の部分で提案をした訳ですが、協議会の中でどうして本則選挙を含めないのかという議論がなされまして、最後に3記並案で再提出を協議会にしたという動きであります。それから9ページの右側については、これは栗原についても住民の動きがありまして、議員定数については合併特例法を適用せず30人を上限とする内容をお願いするという要望書が協議会に提出されたものであります。その具体的な内容については次の10ページ目を見て頂きたいと思います。これは9月の16日に高清水の住民代表の方から、合併協議会長に要請書を出されたという部分の写しであります。それからもう一度戻りますが9ページの下段になります。これは新聞で報じられました若柳町議会が原則通り法定定数の30人を適用するということを賛成多数で決めたという部分の新聞の記事であります。以上が、第1回の討議資料として皆さんにお配りした内容であります。終わります。

高橋義雄委員長 一点目の案件につきましては議会議員の定数及び任期等の検討という案件であります。今様々な3つの選択肢についての事務局からの説明でありました。このことについては、委員皆さんご承知のとおりと思いますが、若干位はご質問あれば受けておきたいとこの様に思いますが、何かありますか。はい、佐藤さん。

佐藤幸生委員 高清水の佐藤です。5ページの選挙区の設置について ですね、関連してるといいますかね、これは の場合特に必要がある時は、条例で選挙区を設けることが出来ると公選法で語られている条文ですが、 の合併に際して選挙区を設置する場合の定数は、人口に比例しないで定めることが出来る。それから へ行くと選挙区の定数は、人口に比例して条例で定めなければならない。こうあるんだけど、人口に比例してと、それから定数は人口に比例しないで定めることが出来るとは、これは設置選挙の場合の、 の場合は特例として4年間はこういう基準でいいという様なごとの解釈の仕方なんですか。どの様に解釈するんですかね。

高橋義雄委員長 それでは説明を事務局からいたします。

濁沼事務局次長 選挙区の設置の関係です。この選挙区の設置については についてはこれは合併とかなんか関係しなくてですね公職選挙法で選挙区を設けることが出来るという部分の定めがあります。これは合併が云々とか無くても公職選挙法の中で選挙区を設けた設定ができます、という部分があります。それから については公職選挙法については選挙区の定数を決める場合には人口に比例して条例で定めなさいよという部分であります。この選挙区の定数、人口に比例してという部分、非常に問題ある部分であります。人口に比例してと、これはよく参議院などもそうなのですが一票の格差の部分。この部分が の中で出てくる部分であります。これは、ただ選挙区を決めてだめですよと、人口に比例して条例で決めて下さいよと、ただその場合にその条例で決めた部分の内容は裁判等になって一票の格差の問題なった場合は、これはまた別な角度での問題になります。それから三つ目についてはですね、これは合併に際してという部分で、合併する場合一期、初めの選挙だけは人口に比例しなくてもいいですよと、これは一回だけです。ですから一回目については人口の部分、今一票の格差の問題はあるんですが、その部分についてはこれは人口に比例しなくてもいいですよと、ただこれは合併に際しての初めの選挙です。2回目からは当然さっきの の部分に戻ってきます。2回目の選挙からは人口に比例して決めなさいよという部分。この部分が と の違いであります。

佐藤幸生委員 委員長いいですか。

高橋義雄委員長 はい、佐藤さん、はい。

佐藤幸生委員 そうすると選挙区、 の選挙区と の選挙区は同じにならないののですか。例えば、次の合併の本則選挙をやられて、それから以降にはまた選挙区を変えて、選挙区をまたの変えることはできないんですか。

濁沼事務局次長 例えば関連するので7ページをお開き頂きたいと思います。7ページ目の左下に、先ほどの人口に比例して定めるとい部分、 の人口に比例しなくても定める部分と、共に同じ選挙区の囲いにしますと がクリアーされても2回目の選挙でクリアーできない。そうすると選挙区を選択した場合、初めの部分は人口に比例しなくてもいいですよ、一期それでやっても2回目の選挙の時は人口に比例しないとだめだということです。当然選挙区の線引きを変えるという部分が発生いたします。

高橋義雄委員長 菅原さん

菅原 登委員 選挙区とは旧町村単位のことですか。

濁沼事務局次長 どの様な線引きをされるか、それは旧町村と限りません。例えばどんな線引きでも選挙区を設定できます。例えば例にとると10町村を例えば5つの選挙区、例えば10町村を10にする、そういう線引きの仕方の部分ですから、これは旧町村に限定されるというのはないかと思います。

高橋義雄委員長 他にありますか。

千葉伍郎委員 はい。

高橋義雄委員長 はい、千葉委員。

千葉伍郎委員 これからの議論をですね。今のような形で細かいところをする前にですね、3つの方式がある訳ですよ。この3つの中で細かい中身は別にしてですね、どれをまず選択を、どれとどれとどれが検討課題に値するのかという議論を絞って議論していけば。例えば3つの方法あるんですね。在任特例と定数特例と選挙区の3つがありますね。この3つの選択のうち、どれを検討の余地が残っていいですよと、いうならいいんですが、物理的な問題も含めてね、近年の同規模町村の動きなどを見ても、例えば特例を2年、特例なんていうのが議題になるのだろうかを、いうことを議論してみ

て、そして問題点を絞って議論したほうが、今みたいにこれはどうなんだ、選挙区は一町村かと、こんな議論をしては永遠と時間がかかってわかんないんじゃないか。何日日にちがあっても自分の方に合わせて議論するようになったらば、この話は利害が直接出てきますから、ですから3つの選択のうち今後検討していく課題としてはどれでどれでどうですかと、どれとどれはどうなんですかという議論をしてみて、争点を絞っていかないと、一定の時期までこの問題の結論は得られないんじゃないかと、私は心配をしているんですよ。これは、座長さんの進め方一つにかかってくるんですがね。

高橋義雄委員長　　今千葉さんの意見ですがもっともだと思いますが、今私が皆さん方からありましたらちょっと位ということですね、ちょっとこう確認しておきたいことがあればということの意味だった訳ですが。これをどうするこうするということのつもりはありませんでした。今日それで、先ほど申し上げましたように、皆さんはすでにその3つの選択肢については概ね理解頂いているものと私は思っていました。それで、若干の確認をしたいという方があれば今事務局から説明させますということの進めておった訳。そして、その後この二つ目にスケジュールとありますが、それでもって今後の日程等を決めて、中に入っていくこの様なつもりには思っていたのですが、今このようにお話をされましたけれども今少々千葉さんこのことについてはお待ちを頂きたい、このように思います。という訳ですが、次に進んでよろしいですか。はい。

三浦徹也委員　　今意見といったのはですね、いろいろ議論することについてはいいけれど、今後の日程、例えば回数とかですねそういうのが分からないと、だらだら行く気もしますのでね、今後の日程の方を先に何回ぐらいとか、いつまでだとか、そういった様なことをお聞き頂いて議論に入った方がいいんじゃないでしょうか。

高橋義雄委員長　　事務局からそうしろと言われたんです。ですが、にわかにはぼっぼりとね、で何回しゃという話でもなかなかねえんでねえかとないかと私感じたんもんですから、一応説明を受けてそれから今後のスケジュールということで入っていかうかなと思ったんです。そういうことですので、今事務局から説明されたものについては主にご承知を頂いていると思いますから、次に今話しされたようにスケジュールに入っていきたいと思いますが、よろしいですか。(「はい」の声あり)

2) 今後のスケジュール

高橋義雄委員長　　それではその様にします。それでは今後のスケジュールについて委員さん方にご意見を伺いたいと思いますが、今事務局と開会前に休憩する時に打ち合わせをしましたら、12月の11日第9回の協議会に報告が上げればと、そのような事務局の案として、12月の11日の第9回協議会に報告してもらえばいい。このようにしてもらえばいい。そしてその前に12月にもう一回ある訳ですね、協議会が、12月にもう一回。そこで、協議会でご協議して頂くと。そこいらまでに、決まればいいというのが事務局の考え方ですので、その様に進めていくためには何回やったならいいかと今考えていたんですが、今ね、というのは申し上げますが、今回はこのような形で説明を受けてスケジュールを決めて、選択肢3つあるということ、その中からいろんな考えを持っている方がいると思いますから、次の第2回目の小委員会の席で、小委員会ですから皆さんからご奇譚のないご意見をお一人ずつご意見を伺いたいもんだと。そして、その次の会議で、第3回目の会議でだいたい意見を調整したい、そして第4回目ぐらいでまとめたい。この様に委員長としては考えていおるのですが、いかがなものでしょうか。(「いいんでない、これでまとめれば」の声あり)

高橋義雄委員長　まとまればといわないで、まとまるようにどうぞひとつね。日程として2回くらい決めておきたいと思います。休憩します。

午後5時04分　休憩

午後5時06分　再会

高橋義雄委員長　会議を再開します。日程をおおよそ事務局と詰めました。10月の20日の週に第2回目。20日の週。日時はまだ決まっています。11月3日の週第3回目。一応最終ともくされるのが11月24日の週。そういうことのスケジュールで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

千葉伍郎委員　ちょっと短いんでねすか。各10ヶ町村から10分ずつ使っても100分ですよ。次回各町村二人ずつ来ているが、1町村がまとめてきてもらって10分ずつ話をして100分かかります。

高橋義雄委員長　100分というのは2時間弱。1時間40分。先ほど申し上げましたように、今日は説明、役員の選出をして、ここに載せている案件について説明し理解を頂いた。選択肢はこれだ、この様なことなんだ、小選挙区制等についてもこの様なことなんだとご理解頂いたと思いますが。この後のスケジュールですね、今話したような日程で持って進めてよろしいですか。

千葉伍郎委員　12月の9日が報告であるということが前提とでこういうスケジュールですか。

高橋義雄委員長　12月の11日です。はい、佐々木さん

佐々木幸男委員　委員長は4回ということで、その様に進めばよろしいんですが、この案件は大変微妙な問題で、4回に限る訳には行かないと私は思っています。そういった意味からすれば、4回と限らないで委員長の采配に任せて、5回でも6回でも結構でありますから、やって頂ければと思います。

高橋義雄委員長　実は11月の最終と思って24日としましたがこの間11日まで日程がありますので、12月の11日の協議会に間がありますので、5回を必要とする場合は。

佐々木幸男委員　おおむね4回では

高橋義雄委員長　おおむね4回ですが、それで決まらない場合は5回目は12月11日手前になんとかやりたい、この様に上げていきたいと。よろしいですか。(「はい」の声あり)

高橋義雄委員長　これ以上詰めて回数を重ねることはなかなか時間的にも難しいのじゃないかと気がいたしますが。次回はいくどいことを申しませんから、ズバリズバリとご意見を一人ずつお話を頂くとこの様な会にしたいと思います。何も遠慮なせずに思ったことをどんどん言って頂くという、10分という話がありましたが、10分の方もあってしょうし、5分の方もあってしょうし、3分の方もあって。ですから、委員長としては時間は制限しませんから、会議の時間ですよ、2時間以内に決めるとか、2時間半で決めるとか、そんなことはしません。長時間かけてもとにかく皆さんのご意見を伺う。そのようにしたいと思いますので、よろしくご検討をして頂いて、はっきりとしたご意見を伺えればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

後藤和廣委員　はい、委員長。

高橋義雄委員長　はいどうぞ。

後藤和廣委員 次回10月20日の週といたしますが具体的な日にちをここで決められませんかね。
高橋義雄委員長 ちょっとお待ち下さい。休憩します。

午後5時11分 休憩

午後5時15分 再会

高橋義雄委員長 今事務局から24日はいかがでしょうかという案が出ました。(「はい」の声あり)
高橋義雄委員長 10月24日午後に第2回の小委員会を開会します。
後藤和廣委員 2時からですか。場所は。
高橋義雄委員長 1時30分だそうです。
後藤和廣委員 場所はここですか。
高橋義雄委員長 場所はまだです。
高橋義雄委員長 それではスケジュールについてはこれで決定しますので、よろしくお願ひします。
よろしいですか。(「はい」の声あり)
高橋義雄委員長 それでは次回は10月24日午後1時30分ということにいたしますのでよろしくお願ひします。

3) その他

高橋義雄委員長 それから、事務局はないそうですが、何か皆さんからありますか。その他。特にありませんか。(「なし」の声あり)
高橋義雄委員長 それでは今日の案件は以上でございます。

千葉事務局次長 それでは閉会に当たりまして白鳥副委員長の方から閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

5 閉会

白鳥一彦副委員長 今日は午後から、そして夕方から会議という、第1回目の議会議員の定数及び任期等小委員会に時間を割いて参加して頂きましてありがとうございました。なにぶんにも今日はまだ1回目ということでこれから説明今後のスケジュール等協議して参りました。第2回目から詰めた感じになっていくと思います。そして本協議会、各種小委員会もこれからいろいろと日程等が詰まって来て忙しく、今日の委員さん方も二つ三つと掛け持っているかと思ひます。その辺は万障繰り合わせて会議に参加して頂きまして、今後とも慎重なる審議をよろしくお願ひいたします。今日はどうぞご苦労様でした。

午後5時20分 閉会